

事業所の皆様へ



毎月勤労統計調査について

厚生労働省
都道府県

この度、この地域が、毎月勤労統計調査の調査区に指定され、統計調査員が貴事業所にお伺いして、準備のための調査をさせていただくことになりました。お忙しいところ誠に恐縮ですが、統計調査員がお尋ねする内容にお答えいただきますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査とは？

我が国の労働者の賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにするための調査です。

大正時代に端を発し、昭和22年に「統計法」ができること、国の重要な調査として、「指定統計調査」とされました。また、平成21年4月に改正統計法が施行され、国勢調査などとともに、調査に回答しなければならない一方、秘密の保護について厳しく規定されている「基幹統計調査」とされました。

対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス、外国公務及び一般公務を除く事業所です。常用労働者（パートを含む）を5人以上雇用されている事業所は毎月、1～4人を雇用されている事業所には年に1度調査にご回答いただいています。

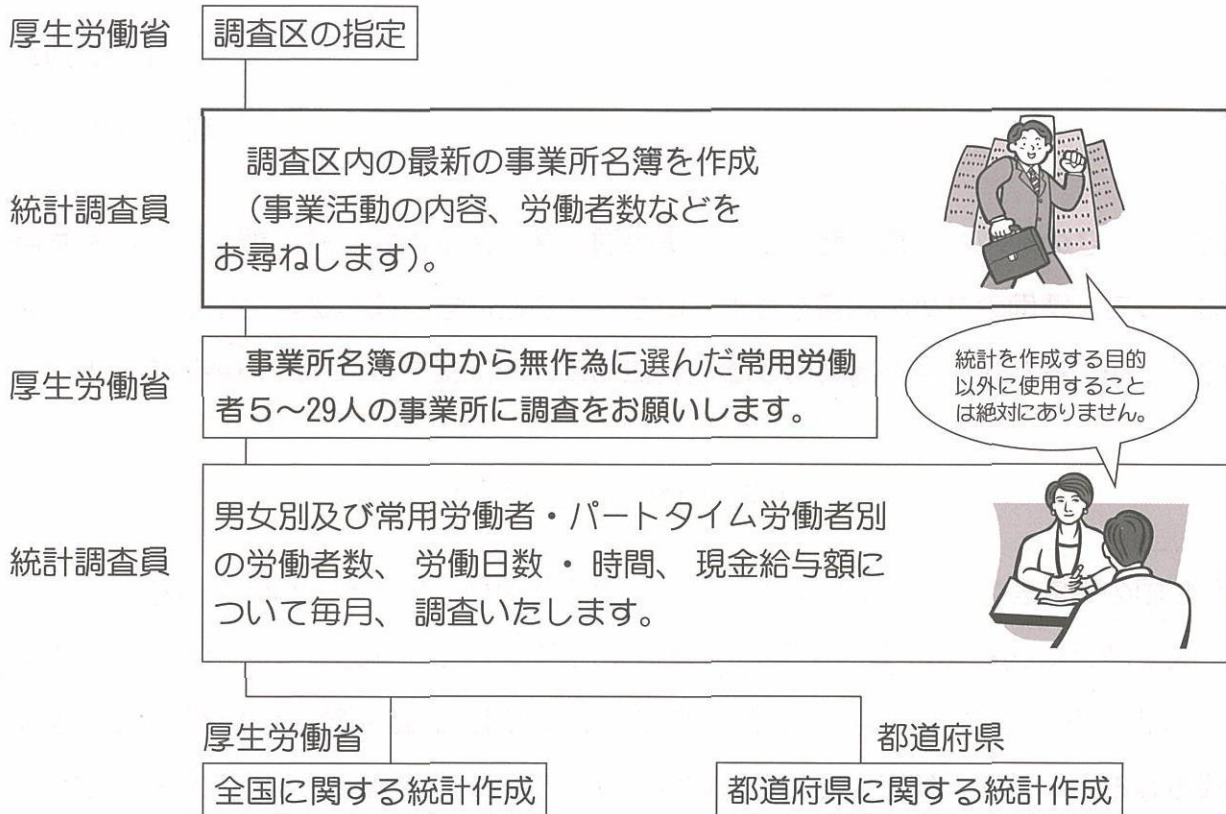
調査の結果は、インターネット、新聞等に取り上げられるだけでなく、労働経済の分析や国民所得を推計する資料、雇用保険法に基づく基本手当日額、労働基準法に基づく休業補償額を改定するための、法定資料として使用されています。

さらに、IMF、ILO、OECD など海外でも利用されており、日本と諸外国を比較した数値の多くは、毎月勤労統計調査の結果から取り出したものです。

準備のための調査とは？

毎月勤労統計調査では、まず、指定した地域の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を選び出すためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。また、統計調査員は、知事が任命した公務員であり、調べたことがらについて、他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。正しい統計結果を出すために、まず、事業所の名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問にはありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

調査の流れ



ご不明な点等がありましたら、ご遠慮なく次までご連絡下さい。



厚生労働省大臣官房統計情報部（雇用統計課）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 7605～7607、7609、7610、7626

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ「最近公表の統計資料」にも掲載されています。（<http://www.mhlw.go.jp>）

平成23年